

## 岩沼市都市公園条例の一部を改正する条例

岩沼市都市公園条例（昭和48年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3号の表を次のように改める。

区分		使用料	
		単位	金額
電柱、電線 その他これ らに類する 工作物	第1種電柱	1本につき1年	670円
	第2種電柱		1,000円
	第3種電柱		1,400円
	第1種電話柱		600円
	第2種電話柱		960円
	第3種電話柱		1,300円
	その他の柱類		60円
	共架電線その他上空に設ける線 類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	4円	
公衆電話所		1個につき1年	1,200円
水道管、下 水道管、ガ ス管その他 これらに類 する物件	外径が0.07メートル未満の もの	長さ1メートルにつき1年	25円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		36円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		54円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		72円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		110円

	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		250円
	外径が0.7メートル以上1メ ートル未満のもの		360円
	外径が1メートル以上のもの		720円
上空に設ける通路		占有面積1平方メートルに	950円
地下に設ける通路		つき1年	570円
その他の通路			1,200円
競技会、集 会、展示 会、博覧会 その他これ らに類する 催しのため に設けられ る仮設工作 物	一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルに つき1日	19円
	その他のもの	占有面積1平方メートルに つき1月	190円
標識		1本につき1年	960円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事 用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事 用材料		占有面積1平方メートルに つき1月	190円
その他のもの		占有面積1平方メートルに つき1年	1,200円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。